

防運情第8185号
23.7.1
一部改正 防運情第10576号
23.9.1
一部改正 防官文(事)第18号
27.10.1
一部改正 防整情(事)第163号
28.3.31
一部改正 防整情(事)第94号
29.3.27
一部改正 防整情第4004号
令和3.3.17
一部改正 防整情(事)第278号
令和3.12.20
一部改正 防整情(事)第229号
令和5年6月28日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

事務次官
(公印省略)

防衛省行政情報化推進体制整備要綱について(通達)

標記について、別添のとおり定められたので通達する。

添付書類：防衛省行政情報化推進体制整備要綱

防衛省行政情報化推進体制整備要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、防衛省における行政情報化の推進体制の充実及び強化を図るために必要な事項を定めるものとする。

(デジタル統括責任者)

第2 防衛省に、デジタル統括責任者を置く。

- 2 デジタル統括責任者は、行政情報化に関する事務を統括する。
- 3 デジタル統括責任者は、整備計画局長をもって充てる。

(副デジタル統括責任者)

第3 防衛省に、副デジタル統括責任者を置く。

- 2 副デジタル統括責任者は、行政情報化に関する事務の統括について、デジタル統括責任者を補佐する。
- 3 副デジタル統括責任者は、サイバーセキュリティ・情報化審議官をもって充てる。

(デジタル統括アドバイザー)

第4 防衛省に、デジタル統括アドバイザーを置く。

- 2 デジタル統括アドバイザーは、行政情報化に関する専門的な知識及び経験をもって、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) デジタル統括責任者が行う行政情報化に関する事務の統括に対する助言及び支援に関すること。
 - (2) 第5第1項に規定する防衛省行政情報化推進委員会が行う調査審議に対する助言及び支援に関すること。
 - (3) 第7第1項に規定する課等又は第8第1項に規定する官房各局及び各機関が行う行政情報化に関する検討に対する助言に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、デジタル統括責任者が必要と認める事項に関する助言及び支援に関すること。
- 3 デジタル統括アドバイザーは、整備計画局サイバー整備課長のほか、デジタル統括責任者の指名する者をもって充てる。

(防衛省行政情報化推進委員会)

第5 行政情報化を総合的かつ計画的に推進するため、防衛省に、防衛省行政情報化推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 業務及び情報システムの最適化（以下「業務・システム最適化」という。）その他の行政情報化の推進のための基本的な方針又は計画の策定に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、行政情報化に関し必要な事項の調査審

議に関すること。

3 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 デジタル統括責任者

副委員長 副デジタル統括責任者

委員 大臣官房秘書課長、大臣官房文書課長、大臣官房会計課長、防衛政策局防衛政策課長、整備計画局防衛計画課長、整備計画局サイバー整備課長、人事教育局人事計画・補任課長、地方協力局総務課長、防衛大学校総務部総務課長、防衛医科大学校事務局総務部総務課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課長、海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課長、航空幕僚監部防衛部事業計画第二課長、情報本部総務部長、防衛監察本部総務課長、北海道防衛局総務部総務課長、東北防衛局総務部総務課長、北関東防衛局総務部総務課長、南関東防衛局総務部総務課長、近畿中部防衛局総務部総務課長、中国四国防衛局総務部総務課長、九州防衛局総務部総務課長及び沖縄防衛局総務部総務課長並びに防衛装備庁長官官房総務官

4 委員長は、委員会を開催し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐する。

6 委員長は、関係部局に対し、関係職員の出席、意見の陳述、資料の提出等必要な協力を求めることができる。

7 委員長は、委員会の議題に応じ、関係する委員を招集することができる。

8 委員長は、必要があると認めるときは、第3項に掲げる者以外の者を委員に指名することができる。

9 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

10 前項の作業部会の構成は、委員長が定める。

11 委員会の庶務は、整備計画局サイバー整備課において処理する。

(防衛省全体管理組織)

第6 行政情報化に関する事務を円滑に推進するため、防衛省に、防衛省全体管理組織（以下「PMO」という。）を置く。

2 PMOは、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 省内横断的な業務・システム最適化に関する方針の立案に関すること。

(2) 業務・システム最適化その他の情報システムに関する事務の総括整理に関すること（前号に掲げるものを除く。）。

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会の指定する行政情報化に関する事務に関すること。

- 3 PMOは、デジタル統括責任者、副デジタル統括責任者及びデジタル統括アドバイザーのほか、デジタル統括責任者が指名する者をもって構成する。
- 4 PMOの事務は、デジタル統括責任者が掌理し、副デジタル統括責任者がこれを補佐する。
- 5 デジタル統括アドバイザーは、PMOの事務について、他の構成員に対し、行政情報化に関する専門的な助言及び支援を行う。
- 6 PMOは、第2項に規定する事務を行うに当たり、関係部局に対し、会議等への関係職員の出席、意見の陳述、資料の提出等必要な協力を求めることができる。
- 7 PMOの庶務は、整備計画局サイバー整備課において処理する。

(各事項別内部部局担当課等)

- 第7 委員会は、行政情報化に係る個別的な事項ごとに、当該事項を担当する防衛省本省の内部部局の課又はこれに準ずるもの（以下「担当課等」という。）を指定することができる。
- 2 担当課等は、担当する事項に関する所要の検討体制を整備するとともに、PMO及び関係部局と適切に連携しつつ、所要の検討を進めるものとする。
 - 3 担当課等は、前項に規定する検討の進捗状況に応じ、その結果を取りまとめ、PMOとの調整を経て委員会に報告するものとする。
 - 4 担当課等は、PMOと密接な調整を行うため、担当者を指定するものとする。

(官房各局及び各機関における体制等)

- 第8 官房各局及び各機関は、必要に応じ、当該機関における行政情報化に関する検討体制を整備するとともに、PMO及び担当課等と適切に連携しつつ、所要の検討を進めるものとする。
- 2 官房各局及び各機関は、前項に規定する検討の進捗状況に応じ、その結果を取りまとめ、PMOとの調整を経て委員会に報告するものとする。
 - 3 官房各局及び各機関は、PMOと密接な調整を行うため、担当者を指定するものとする。

(委任規定)

- 第9 この要綱に定めるもののほか、委員会、PMO等行政情報化の推進体制の整備に関し必要な事項は、デジタル統括責任者が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 防衛省行政情報化推進委員会設置要綱について（防官情第3730号。15. 4. 11）の規定により設置されていた防衛省行政情報化

推進委員会において決定し、又は了承された事項については、この要綱の規定により置かれる防衛省行政情報化推進委員会において決定し、又は了承された事項とみなす。

附則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年3月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年12月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。